

第26回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和4年7月26日（火） 午後1時30分より

会議の場所 荘川支所 1階会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第39号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第40号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第220号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第221号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第222号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第223号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第224号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第225号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第226号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第227号 | 農用地利用配分計画（案）について |
| 日程第13 | 議第228号 | 農用地利用配分計画[権利移転]（案）について |

日程第 1 4 議第 2 2 9 号 農地法施行規則第 1 7 条 2 項の規定に基づく適用
農地の指定について

日程第 1 5 議第 2 3 0 号 農地法施行規則第 1 7 条 2 項の規定に基づく適用
農地の指定の解除について

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、
小坂治重、平井浩成、清水直喜、牛丸和久、野尻真人、村上真由美、内木建
治、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

挟間廣一

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治、農地主事：
船坂康博、振興主事：高山緑、書記：小洞雅喜、植杉祐貴
飛騨農林事務所農業普及課：深井雅己、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	ただいまより第 2 6 回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、挟間委員より欠席報告を受けています。 本日の出席委員は、1 9 名中 1 8 名で農業委員会等に関する法律 第 2 1 条第 3 項の規定により総会は成立しますことをご報告いた します。
------	---

会 長	皆さん、ご苦労様です。 ここ数日、晴天で気温が高い日が続いています。私事ですが昨日 もち米の出穂を確認し、昨年が 2 3 日で一昨年は 2 6 日でしたので ほぼ同時期、ひだほまれも一昨日出始めてほぼ例年同様の時期とな っています。
-----	--

先月委員会以降のこの 1 か月、安倍前首相の銃撃射殺事件には非
常に驚きました。銃撃という犯行内容とともに 6 7 歳という年齢に
も驚きを感じました。私と同年であり、若い頃より国政で活躍さ
れていたことに敬意を表したいと思います。

本日の日程ですが、総会・協議会終了後に各部会を開催する予定で長時間となりますがよろしくお願ひいたします。

多くの議題に対しスムーズな審議をお願ひしまして、挨拶とさせていただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 1番 森田委員と2番 上堀委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第39号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願ひます。

船坂
農地主事

今回は59法人のうち10法人について報告します。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、

- ①法人形態
- ②事業要件
- ③構成員要件
- ④役員要件

について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上10件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第40号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。
事務局の報告を願います。

植杉書記 今回は、1件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第220号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、10件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、10件 田畑 29筆 19,673.78㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第221号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植杉書記 今回は、12件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、件 田 畑19筆 7,109 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第222号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

植 杉 書 記	<p>今回は、16件の上程です。</p> <p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>以上、16件 田 畑 38筆 10,563.36㎡についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第8 議第223号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
植 杉 書 記	<p>今回は、1件の上程です。</p> <p>(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)</p> <p>以上1件について、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定</p>

します。

議長 続きます、日程第9 議第224号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、2件の上程です。
非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きます、日程第10 議第225号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小洞書記 本日は3件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑6筆 8,500㎡についてご審議をお願いいたします

す。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

　　続きまして、日程第11 議第226号 農用地利用集積計画
(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小洞書記 本日は8件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき
田畑 21筆 20,236 m²について、新規5年の使用及び賃貸借
権を設定するものです。
　　以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

　　続きまして、日程第12 議第227号 農用地利用配分計画
(案)について を議題とします。
事務局の説明を願います。

小洞書記 21件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)

　　以上、21件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 他に異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認と
します。

続きまして日程第13 議第228号 農地利用配分計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小 洞 書 記 6件についての上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期
間を説明)

以上、6件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 他に異議なしと認め、地利用配分計画〔権利移転〕（案）につい
て、承認とします。

続きまして、日程第14 議第229号 農地法施行規則
第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について を議題
とします。

事務局の説明を願います。

船 坂 本日は1件の上程です。
農 地 主 事

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、必要となる資
料や取扱基準内の具体的な基準の説明。)

現地については担当地区の農業委員と最適化推進委員により確

認を受けています。現地確認を行われた狭間委員は本日欠席となっております。そのため、狭間委員より意見を預かっていますので、ご紹介します。

(狭間委員の意見を紹介)

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定について、承認とします。

続きまして、日程第15 議第230号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

船 坂 本日は2件の上程です。
農 地 主 事 (解除までの経緯や取扱基準を説明)
以上、2件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 異議なしと認め、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく適用農地の指定の解除について、承認とします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第26回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

|

午後 2 時 4 5 分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

森田 高見 委員

上堀 昌也 委員
